



所得税

市民税・県民税

の申告はお早めに

◆主な申告例

令和5年1月1日～令和5年12月31日に以下の①～⑤に該当する所得があった、又は⑥、⑦に該当する人は申告が必要です。

ただし、申告義務がない人でも、申告をすることにより所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

- ① 営業、農業、不動産等の所得
- ② 2カ所以上からの給与
- ③ 生命保険契約等に基づく満期及び解約等による所得
- ④ 所得税の源泉徴収がされていない賃金
- ⑤ 土地、建物等の譲渡所得
- ⑥ 源泉徴収制度の対象となっていない年金(外国年金等)を受給している
- ⑦ 公的年金等(遺族年金や障害者年金を除く)の所得があり、各種所得控除を受ける

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等以外の所得が20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要ですが、各種所得控除を受ける人は、市民税・県民税の申告が必要です。

◆申告書の送付

昨年の状況に基づき、1月18日(木)に市民税・県民税申告書を市役所から送付します。なお、市役所から確定申告書等は送付しません。書類が必要な人は、刈谷税務署へ連絡し郵送で受け取るか、北庁舎2階市民税課50番窓口にお越しください。(電子申告の普及に伴い、確定申告書等の書類の需要が減少しているため、各支所での配付はありません。)

◆申告に必要なもの(主な例)

- ③～⑤の書類はいずれも原本が必要です。
- ① 本人確認書類(マイナンバー(個人番号)が分かるもの及び身元確認書類)
※マイナンバーカードを持っている人はマイナンバーカードのみ。なお、必要に応じて、本人確認書類の写しの添付をお願いする場合があります。
- ※通知カードの場合は、記載された氏名・住所等が住民票に記載されている内容と一致するものに限ります。
- ② 源泉徴収票等、収入金額がわかるもの(必要に応じて、配偶者のもの)
- ③ 生命保険料、地震保険料等の控除証明書
- ④ 社会保険料の支払明細書又は領収書
※国民健康保険税及び介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付額証明書(申請不要)は、該当者へ市役所から1月22日(月)に発送します(年金から天引きされている人は、源泉徴収票に金額が記載されています)。国民年金保険料については、日本年金機構から控除証明書が送付されます。
- ⑤ 医療費控除の明細書(右ページ「申告に関する主な制度について」の医療費控除を参照)
- ⑥ 認め印
- ⑦ 筆記用具
- ⑧ 申告者本人名義の口座(金融機関名、支店名、口座番号)がわかるもの(通帳等)
- ⑨ 確定申告のお知らせ(はがき又は封書。届いた人のみ)

◆申告書の提出

市民税・県民税申告書は市役所へ、確定申告書は名古屋国税局業務センター刈谷分室(〒448-8522住所不要)へ郵送してください。確定申告書を提出した人は、市民税・県民税申告書の提出は不要です。

■インターネットによる申告をご利用ください

申告は国税電子申告・納税システム「e-Tax」をぜひご利用ください。e-Taxを利用すると、パソコン・スマートフォン・タブレット端末で作成した確定申告書を送信できます。詳細は国税庁HP(右記QRコード参照)を確認してください。



申告に関する主な制度について

◆上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得 令和6年度(令和5年分)の申告からは、所得税と市民税・県民税で異なる課税方式を選択できません。

確定申告において「上場株式等に係る配当所得等」及び「上場株式等に係る譲渡所得」を申告(総合課税又は申告分離課税)した場合は、市民税・県民税も所得税と同様の課税方式が適用されます。

確定申告で上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得を申告した場合、市民税・県民税の合計所得金額にこれらの所得が算入されます。そのため、市民税・県民税だけではなく、合計所得金額をもとに算定している国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等、様々な制度で影響が出る可能性があります。上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得を申告する際は、ご注意ください。

◆医療費控除

「医療費控除の明細書」の添付が必要です。医療費の領収書の添付又は提示による申告はできません。なお、医療費の領収書は5年間保存する必要があります。また、医療保険者が

■以下の申告相談は刈谷税務署へ

- ① 令和4年分以前の所得税の申告
- ② 営業・農業・不動産所得の申告
- ③ 土地・建物・株式等の譲渡所得の申告
- ④ 申告分離課税を選択する上場株式等の配当所得、先物取引による雑所得、暗号資産の売却・使用による所得の申告
- ⑤ 退職所得を有する人(確定申告をする場合は、申告書への記載を省略できません)
- ⑥ 相続・贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の申告
- ⑦ 贈与税・相続税・消費税の申告
- ⑧ 住宅借入金等特別控除の申告のうち、最初の年・借換え・連帯債務・再適用の申告
- ⑨ 住宅耐震(特定)改修、認定長期優良住宅等に係る特別控除の申告
- ⑩ 海外に居住している親族を扶養親族等として追加する申告

ら交付を受けた医療費通知(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等)を添付すると、明細の記入を省略できます。

◆要介護認定を受けている人の控除

① 障害者控除対象者認定書
身体障害者手帳等の交付を受けていない要介護者で、障害者に準ずる人であると認められると、市発行の認定書で障害者控除を受けることができます。認定書を持っていない人は、高齢福祉課へ申し込んでください。

② おむつ代の医療費控除確認書
おむつ代を医療費控除の対象とする場合は医師発行のおむつ使用証明書が必要ですが、昨年の申告でおむつ使用証明書を提出した人は、市発行の確認書でこれに代えられる場合があります。

● 対象者 ①65歳以上で要介護認定1～5の人 ②寝たきり状態にある人で、昨年も同様の申告をした人

● 申込み 高齢福祉課(☎71)2223
※認定書、確認書は申込み後1週間程度で送付します。

申告会場及び予約に関しては、次ページを確認してください →

◆ 申告会場

■ 刈谷税務署での申告

入場整理券が必要です。入場整理券は当日税務署で配布しますが、配布状況に応じて、後日来場をお願いすることもあります。また、入場整理券は、国税庁LINE公式アカウントから事前発行も行います。詳細は国税庁HP参照。

● **開設期間** 2月16日(金)～3月15日(金)午前9時～午後5時(土)(日)(祝を除く。2月25日(日)は開設)

※刈谷税務署では原則申告する本人のスマートフォンを使用した申告指導を行っています。

※1月4日(木)～2月2日(金)の申告相談は、刈谷税務署で当日配付される「入場整理券」が必要です。LINEアプリを使ったオンラインによる事前発行及び電話予約はできません。

■ 市役所・市内3会場での申告

市役所会場の駐車場は市役所西駐車場(さくら庁舎隣)又は市役所立体駐車場(市役所前)を利用してください。立体駐車場の利用料金は3時間以内は無料。

※申告時点で安城市に住民登録のない人は、住民登録のある市区町村か税務署で申告してください。

例年いずれの会場も、初日や開場直後は大変混雑します。混雑を避けた来場をお願いします。

会場では番号札を配布し、面接時間を指定します。一旦会場を離れる場合は、指定の時間までに再度会場に来てください。

市役所及び市内3会場での申告日程

● **受付時間** 午前9時～午後3時

※昨年と市内3会場の開催順が異なります。

開催日	会場
1月30日(火)	北部公民館 (多目的ホール)
1月31日(水)	
2月1日(木)	桜井福祉センター ※桜井公民館ではありません。
2月2日(金)	
2月6日(火)	明祥公民館
2月7日(水)	
2月16日(金)～ 3月15日(金) ※(土)(日)(祝を除く。	市役所大会議室 (本庁舎3階)

※市役所以外の会場に来場する際は、スリッパと靴袋を持参してください。



市役所会場のみ

一部LINE予約を実施します!



LINEのメニュー画面
【くらし・手続き】→
【予約・申請】から
予約ができます。



予約開始日時 → 2月9日(金)午前9時

予約対象期間 → 2月16日(金)～29日(木)

● 予約には安城市LINE公式アカウントの友だち登録が必要です。予約を希望する人で、友だち登録をしていない人は、上記QRコードから登録をお願いします。



※希望日の2日前(土)(日)(祝除く)までに予約をしてください。

● 予約の際の注意事項・画面の操作方法は、右記QRコードを参照してください。



※予約がなくても当日の受付は可能です。

※今年度よりWebからLINEでの予約に変更しましたので、ご注意ください。